

◆軽自動車税_印字項目の見直し方針案についての調査票

※1～7…帳票レイアウトの標準化を進めるにあたり、オプションとしていた項目の見直しを考えていますので、以下方針案についてご意見ありましたら回答の程お願いいたします。
 ※8…納税通知書(納付書払い)の様式について、通知書部分と領収証書(領収日付印欄)部分を切り分けて定義する方向で考えていますが、運用上問題ないか確認させていただきます。

検討No.	検討テーマ	方針案
1	納税義務者：宛名番号 (36_40_納税通知書、72_税額変更通知書、85_転出者変更依頼書、88_名義変更依頼書)	宛名番号について、一部の団体では外部に通知しないこととしている状況があるが、機能要件_税務共通1.5.9.にて下記の通り印字制御の要件を定義したため、印字項目としては現在定義のある帳票で必須とする整理でどうか。 税務共通1.5.9.「通知書等への宛名番号の表示/非表示を制御できること。」
2	文書番号 (81_課税物件異動通知書、94_標識交付証明書、98_廃車申告受付書、101_住民票照会、102_戸籍照会、107_照会事項回答書)	文書番号について、団体ごとに印字要否の規定が異なっている状況があるが、機能要件_税務共通1.5.8.にて下記の通り印字制御の要件を定義したため、印字項目としては現在定義のある帳票で必須とする整理でどうか。 税務共通1.5.8.「帳票ごとに文書番号の表示/非表示を制御できること。」
3	カスタマーバーコード (101_住民票照会、102_戸籍照会)	カスタマーバーコードについて、一部の帳票では送付時に割引既定の枚数に達しない場合があり当該帳票ではオプションとしている状況だが、特段印字されていて問題なければ現在定義のある帳票で必須とする整理でどうか。
4	公印 (85_転出者変更依頼書、88_名義変更依頼書)	公印有無について、団体間で差がある状況だが、税務共通要件で以下の定義を行っておりどちらのケースにも対応できるため、印字項目としては必須の整理でどうか。 税務共通1.1.9.「発行者及び職務代理者の公印が管理できること。また、発行者及び職務代理者毎に複数種類の公印が管理でき、帳票ごとに公印の種類を設定できること。 ～。システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、発行者又は職務代理者の職名・氏名、公印、～)が選択できること。～。 なお、公印は電子公印に対応し、種類(発行者又は職務代理者の印、証明書専用の印)が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。 ～。」※一部抜粋
5	納税通知書(36,40)においてオプションとしていた以下の項目 納税貯蓄組合(組合番号/組合名) 世帯番号 初度検査年月(または年) 定置場 通数番号(所有台数)	団体によって印字要否に差がある状況だが、帳票レイアウトとしては一本化したものを利用できるように備考を設け、当該項目に印字有無を選択するような整理でどうか。
6	所有者及び使用者：住所又は所在地 (98_廃車申告受付書)	住所を印字することで不必要に個人情報を知らせることになるため、団体によっては印字項目としない運用として理解しているが、自賠責保険の手続きを行う際に本人確認に必要となる項目とも見受けられる。 支援措置対象者の場合に住所欄の印字を制御する要件は定義済みのため、その他懸念されるケースがないようであればそのまま印字必須項目として定義を進めて問題ないか。 税務共通1.3.1.「支援措置対象者(併せて支援を求める者を含む。)が含まれる各種証明書等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。～。 発行抑止の対象となる帳票について、支援措置対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」等として発行できること。～。」※一部抜粋
7	譲渡人押印欄 (98_廃車申告受付書)	押印欄について、各団体で廃止する方向で見直しを進めていると認識している。 標準仕様書においても廃止する方向で問題ないか。
8	領収日付印欄 (36_納税通知書(納付書払い))	領収日付印欄について、収納WTの方で領収証書部分を別途定義しているため、そちらへ移動させる整理とし、納税通知書の印字項目からは除外して問題ないか。 (項目17_領収日付印欄を領収証書※一体型帳票と変更する想定) ※帳票レイアウトの見直し案は上記の前提でお示ししています
9	その他	その他印字項目についてご意見等ありましたら、ご回答ください。